



埼玉県報

第 730 号
令和 8 年(2026 年)
6 月 23 日
火曜日

目次

告示

- ラップ式簡易トイレ式に関する入札公告（入札課）
- 県立社会福祉施設手数料徴収事務委託（社会福祉課）
- 令和 8 年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道深谷東松山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ラップ式簡易トイレ式 159セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年12月28日（月）

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部災害対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 植村 電話048-830-2721（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月5日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月4日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月5日（水）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和8年8月5日（水）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年7月21日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年6月29日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Emergency Portable Toilet with Automatic Sealing Mechanism 159 sets

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, August 5, 2026

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, August 4, 2026

In Person: 10:00 am, Wednesday, August 5, 2026

(3) Contact Information:

General Affairs and Supplies Procurement Group,

Bidding Services Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Phone: 048-830-2721

告示

埼玉県告示第四百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県立嵐山郷、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所、埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所及び埼玉県立あさか向阳園障害者歯科診療所における手数料徴収事務	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第四百五十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

- (1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの
- ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験の免除

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、八の受付期間にかかわらず、通年で受け付けることとする（持参による申請の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除き、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。）。また、全免除者で県内に住所を有するものについては、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

四 試験期日

令和八年九月五日（土）

五 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

六 受験申請の手続（全免除者を除く。）

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/index.html>）で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に八十五円分の郵便切手を貼り付けること。）

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記載すること。） 二枚

(5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類

(6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、百十円分の郵便切手を貼り付けること。） 一通

七 全免除者の受験申請の手続

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/index.html>）で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除資格があることを証明する書類

(5) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、百十円分の郵便切手を貼り付けること。）一通（受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行う場合は不要）

(6) 職業訓練指導員免許申請書（受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行う場合のみ必要）

八 受付期間（全免除者を除く。）

令和八年七月一日（水）から七月二十四日（金）まで。ただし、持参による申請の受付時間は、受付期間内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

九 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、全免除者については、試験手数料は不要とする。

なお、インターネットによる申請の場合、可否通知用郵便切手代百十円を加算して納付すること。

ロ 納付方法

受験案内で指定する方法により納付すること。

十 合格発表

令和八年九月二十五日（金）から十月一日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、本人に通知する。ただし、全免除者の合格発表は、本人にのみ通知する。

十一 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業人材育成課、各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百八十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業人材育成課

電話〇四八（八三〇）四六〇二

告示

埼玉県告示第四百五十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一		田	三七六・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一	田	令和八年十月一日	十六年六箇月	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年七月二十二日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告示

埼玉県告示第四百五十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二		田	七一〇・〇〇
埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番		田	一、八四五・〇〇
埼玉県加須市中種足三千九百五番		田	八六七・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一		田	九六四・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一		田	九九〇・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一		田	一、〇九二・〇〇
埼玉県加須市新川通字長沼九百七十九番一		田	四八七・〇〇
埼玉県加須市外記新田字横川七十二番一		畑	三八四・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二	田	令和八年十一月一日	十年	〇円

<p>一 九百七十九番 新川通字長沼 埼玉県加須市</p>	<p>一 九百三十二番 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>九百十八番一 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>一 八百六十八番 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>百五番 中種足三千九 埼玉県加須市</p>	<p>三百九十二番 中種足字三番 埼玉県加須市</p>
田	田	田	田	田	田
<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和九年 一月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>
十年	十年	十年	十年	十年	十年
〇円	〇円	〇円	〇円	四万七千三百七十円	十一万三千五百二十円

埼玉県加須市 外記新田字横 川七十二番一	畑	令和八年 十月一日	十年	〇円
----------------------------	---	--------------	----	----

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和八年一月二十一日及び令和八年二月十九日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

告示

埼玉県告示第四百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県熊谷市妻沼字東荒井前九百三十四番		畑	三二五・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県熊谷市妻沼字東荒井前九百三十四番	畑	令和八年十月一日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和八年一月七日、農地法第三十条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告示

埼玉県告示第四百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
一	埼玉県行田市大字須加字猿場六百二十四番	田	二、一二八・〇〇
二	埼玉県行田市大字須加字雷電二百四十二番	田	一、五〇〇・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県行田市 大字須加字雷 電二百四十二 番二	田	令和八年 十月一日	十年	〇円
埼玉県行田市 大字須加字猿 場六百二十四 番一	田	令和八年 十月一日	十年	十三万七千九十円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年十一月二十六日、農地法

第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

告示

埼玉県告示第四百五十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県東松山市大字上野本字東原九百八十三番一	田	田	一一一・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県東松山市大字上野本字東原九百八十三番一	田	令和八年十月一日	五年六箇月	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和八年二月三日、農地法第三十条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

川島町から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

川島町から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

川島町から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 石 川 修

路 線 名	県道 深谷東松山線
供用開始の区間	東松山市大字石橋字小林一五八 五番一〇地先から 同市大字上野本字円光寺一四 一番三地先まで
供用開始の期日	令和八年六月二十七日 午前十二時
備 考	令和四年五月二十七日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第八号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二二二・三〇メートル。